

ゆうしん介護福祉士実務者研修養成施設

情報開示項目

設置者に関する情報

①設置者の法人種別、名称並びに主たる事業所の所在地及び連絡先
有限会社ゆうしん 熊本県熊本市東区錦ヶ丘 26番 11号
TEL096-367-0565 FAX096-368-6923

設置者に関する情報 ②法人の代表者の氏名

代表取締役 麻生 伸一

設置者に関する情報 ③介護福祉士実務者研修養成施設以外の実施事業

★ホームページ参照

介護福祉士実務者養成施設に関する情報

①介護福祉士実務者養成施設の名称、住所及び連絡先

ゆうしん介護福祉士実務者研修
〒862-0912 熊本県熊本市東区錦ヶ丘 26番 11号
TEL096-367-0565 FAX096-368-6923

②介護福祉士実務者養成施設の代表者の氏名

代表取締役 麻生 伸一

③介護福祉士実務者養成施設の開設年月日

平成 28 年 4 月 1 日

④学則

★学則参照

⑤介護福祉士養成施設の研修施設

●研修会場●

①有限会社ゆうしん ゆうしんビル 5階
〒862-0912 熊本県熊本市東区錦ヶ丘 26番 11号
②熊本市流通情報会館

〒862-0967

熊本市南区流通団地 1 丁目 24 番地

③障害者支援施設 石蕗の里

〒869-5563

熊本県芦北郡芦北町大字湯浦 1505-1

養成課程に関する情報 ①養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）

通学制：委託事業のとおり

通信制：★ホームページ参照

②定員

通信制：20 名 または 50 名

通学制：20 名

③入所までの流れ（募集・申込・資料請求先）

まずは、実務者研修ご案内資料請求し、必要書類の提出と受講料をお支払ください。
確認後、受講決定を通知します。

資料請求先：〒862-0912
熊本県熊本市東区錦ヶ丘 26 番 11 号
有限会社ゆうしん 教育事業部
TEL096-367-0565 FAX096-368-6923

④費用

★学則参照

⑤科目ごとのシラバス

★シラバス参照

⑥教員数、科目ごとの担当教員名

★講師一覧参照

⑦使用する教材

テキスト：介護福祉士養成 実務者研修テキスト 1巻～9巻

【長寿開発センター】

医療的ケア：吸引シュミレーター（吸引装置一式）

経管栄養シュミレーター（吸引装置一式）

心肺蘇生モデル

★学則

ゆうしん 介護福祉士実務者研修 学則

(目的)

第1条 高齢者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、介護職員として必要な専門的知識・技術を修得させるとともに、将来的には、介護福祉士として幅広く社会福祉に貢献できる、介護職員の養成を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本研修の名称は「ゆうしん介護福祉士実務者研修」とする。

(事業所の名称・所在地)

第3条 本研修は次の事業所が実施する。 有限会社 ゆうしん 熊本県熊本市東区錦ヶ丘 26 番 11 号

(養成課程)

第4条 養成課程の種類は通信課程及び通学課程とする。※通学課程：原則、委託事業を受託した場合開講する。

(修業年限)

第5条 通信課程：本研修の期間は、6ヶ月とする。 通学課程：本研修の期間は、7ヶ月とする。

(入所定員及び学級数)

第6条 通信課程：定員は1学級20名、及び1学級50名とする。 通学課程：定員は1学級20名とする。

(履修方法)

第7条 通信課程：別表1に定める通信授業時間数に相当する課題の修了と、面接授業(スクーリング)にて履修する。

通学課程：全ての科目を講義、演習形態により履修する。

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

通信課程：有限会社ゆうしんが定める日とする。 通学課程：原則として土曜日、日曜日、祝祭日とする。

(入所時期)

第9条 通信課程：入所時期は、養成課程の開講日とする。 通学課程：原則として委託側が決定する。

(入所資格)

第10条 通信課程：本研修の通信課程を行う地域は熊本県とし、入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

通学課程：原則として委託側が決定する。

(入所者の選考)

第11条 通信課程：入所資格を満たし、面接授業に全て出席できる者につき入所決定とする。

通学課程：原則として委託側が決定した者とする。

(入所手続)

第12条 通信課程：受講生は締め切り期限までに必要書類の提出と、指定口座への受講料の振り込みを速やかに行うこと。

(1) 受講申込書 (2) 介護に関する研修を修了している場合は修了証明書の写し。

通学課程：原則として委託側の指示に従う。

(退学)

第13条 通信課程：退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し本施設の許可を得るものとする。

通学課程：原則として委託側の指示に従う。

(休学・復学)

第14条 通信課程：原則として認めない。

通学課程：原則として認めない。

(学習の評価及び課程修了の認定方法)

第 15 条 評価及び認定方法は以下の通りとする。

- 【通信課程】(1) ① 第 7 条に定める別表 1 の教育内容を全て履修していること。
② 通信の課題は提出期限を厳守し、添削して 70 点以上の得点であること。添削後、70 点未満の者は、70 点以上の得点になるまで再提出を行い合格とする。
③ 介護過程Ⅲにおける面接授業を全て出席し、介護過程の展開と介護技術について実務者研修修了レベルオリジナル評価票をもとに採点を行い、評価得点が 70 点以上で合格とする。
④ 医療的ケア（演習）における面接授業を全て出席すること。また、喀痰吸引、経管栄養、の演習を 5 回以上実施し、評価時に、「手順どおりに実施できているレベル」で合格とする。
(2) ①②③④全て合格した者を修了認定する。
(3) ③④にて合格レベルに達しなかった場合は、次回の面接授業で補講とする。

【通学課程】(1) ①科目全体のおおよそ 2/3 以上の出席すること。原則として委託側の指示に従う。

- ② 各科目の評価試験が 70 点以上の得点であること。採点後、70 点未満の者は、70 点以上の得点になるまで追試験を行う。
③ 介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習の評価基準は、通信課程と同等とする。

(2) ①②③全て満たした者を修了認定する。

(補講について)

第 16 条 通信課程：面接授業（スクーリング）の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる場合、または、合格基準に達しなかった場合は、次回の面接授業にて補講を受け、科目履修する。尚、補講は事前申し出を原則とし、受講料は無料とする。

補講の期限は、受講日から 1 年以内とする。

通学課程：原則として補講は行わない。

(修了証書の交付)

第 17 条 通信課程：第 15 条の定めにより、研修修了を認定された者には、修了証書を発行する。

通学課程：第 15 条の定めにより、研修修了を認定された者には、修了証書を発行する。

(受講料)

第 18 条 実務者研修【通信課程】受講に際して必要な費用は次の通りとする。

受講予定の有する資格	受講料	備考
訪問介護員 3 級修了者もしくは無資格者	154,400 円	テキスト代 +税込
訪問介護員 2 級修了者もしくは介護職員初任者研修修了者	95,000 円	
訪問介護員 1 級修了者	70,000 円	
介護職員基礎研修課程	30,000 円	

● 訪問介護員養成研修 3 級課程修了者は、無資格者と同等のカリキュラムを受講する。

● 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

(教職員の組織)

第 19 条 本研修に、養成施設長、教務主任、専任教員、介護課程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員を置く。

(賞罰)

第 20 条 通信課程：受講者が次の各号に該当した場合は、受講を取り消すことができる。

- (1) 受講期間 1 年を経過した者。
(2) 研修の秩序を乱し、各講師及び事務局員の指示に従わない等、受講生としての本分に

反した者。

(3) その他、研修の受講を継続することが、客観的にみて不適当と認められる者。

通学課程：委託側との協議による。

(個人情報の保護)

第 21 条 通信課程：受講生に係る個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱うこととする。また、受講生は受講中に知りえた個人情報を他に口外してはならない。

通学課程：通信課程の取扱いに準ずる。委託側より特段の定めがあれば委託側との協議による。

(その他の事項)

第 22 条 通信課程：この学則に定めがない事項で必要であると認められる場合は、施設長がこれを定める。

通学課程：通信課程の取扱いに準ずる。委託側より特段の定めがあれば委託側との協議による。

(附則)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)教育内容及び授業時間数（時間）

教育内容（実務者研修時間数）	本施設 授業 時間数	無資格者		訪問介護員 研修 2 級 修了者		初任者研修 修了者		介護職員 基礎研修 修了者		訪問介護員 研修 1 級 修了者	
		面 接	通 信	面 接	通 信	面 接	通 信	面 接	通 信	面 接	通 信
人間の尊厳と自立（5）	5		5								
社会の理解 I（5）	5		5								
社会の理解 II（30）	30		30		30			30			
介護の基本 I（10）	10		10								
介護の基本 II（20）	20		20					20			
コミュニケーション技術（20）	20		20		20			20			
生活支援技術 I（20）	20		20								
生活支援技術 II（30）	30		30								
介護過程 I（20）	20		20								
介護過程 II（25）	25		25		25			25			
介護過程 III【面接授業】（45）	45	45		45		45				45	
発達と老化の理解 I（10）	10		10		10		10				
発達と老化の理解 II（20）	20		20		20		20				
認知症の理解 I（10）	10		10		10						
認知症の理解 II（20）	20		20		20			20			
障害の理解 I（10）	10		10		10						
障害の理解 II（20）	20		20		20			20			
こころとからだのしくみ I（20）	20		20								
こころとからだのしくみ II（60）	60		60		60		60				
医療的ケア（50 以上）	50		50		50		50		50		50
実務者研修受講時間数 合計	450		450		320		320		50		95
※医療的ケア演習【面接授業】	11		11		11		11		11		11

※「医療的ケア」は通信学習 50 時間とは別に演習を修了するものとする。

●「訪問介護員養成研修 3 級課程修了者」は、無資格者と同等のカリキュラムを受講するものとする。

★教員一覧

	氏名	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
専任教員 (◎は主任者)	◎大塚裕二	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.1
	橋田明成	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.6
	西村貴哉	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.2
	木村幸美	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.4
介護過程III (面接授業) を担当する教員	大塚裕二	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.1
	西村貴哉	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.2
	米村ゆかり	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.3
	木村幸美	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.4
	樋口八重子	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.5
	白石さゆり	全科目（医療的ケアを除く）	介護福祉士	(1)	No.9
医療的ケアを 担当する教員	橋田明成	全科目（介護過程IIIを除く）	看護師	(1)	No.6
	欠番				No.7
	吉永裕子	医療的ケア（講義・演習）	看護師	(1)	No.8
	大石逸子	全科目（介護過程IIIを除く）	看護師	(1)	No.10
	那須正剛	全科目（介護過程IIIを除く）	看護師	(1)	No.11
	松川千恵美	全科目（介護過程IIIを除く）	看護師	(1)	No.12
その他の教員	前田博典	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	理学療法士		
	紫藤千子	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	小出照幸	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	米田幸司	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	石本淳也	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	原崎範代	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	作田拓郎	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	中西知枝	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	後藤秀典	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	中村福美	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	前田ゆかり	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	平野美香	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	吉住理恵	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	本田和	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	赤星善幸	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	草野伸介	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	福岡博文	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	長井一美	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		
	廣岡留美	全科目（介護過程III・（医療的ケアを除く）	介護福祉士		

★シラバス

科目	時間数	テーマ	学習内容(到達目標)
人間の尊厳と自立	5	人間の尊厳と自立	尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解する。
社会の理解 I	5	介護保険制度	介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解 II	30	生活と福祉	家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。
		社会保障制度	社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。
		障害者自立支援制度福祉	障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
介護の基本 I	10	介護実践に関連する諸制度	成年後見制度、生活保護制度、保険医療サービス等、介護実践に関する制度の概要を理解している。
		介護福祉士制度	介護福祉制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。
		尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開	個別ケア、ICF(国際生活機能分類)、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。
介護の基本 II	20	介護福祉士の倫理	介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
		介護を必要とする人の生活の理解と支援	介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。
		介護実践における連携	チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。
コミュニケーション技術	20	介護における安全の確保とリスクマネジメント	リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。
		介護福祉士の安全	介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。
		介護におけるコミュニケーション技術	利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。
生活支援技術 I	20	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション	援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。
		介護におけるチームのコミュニケーション	状況や目的に応じた記録・報告・会議等での情報の共有化ができる。
		生活支援とICF	生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。
生活支援技術 II	30	ボディメカニクスの活用	ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。
		介護技術の基本	介護技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持・排泄・着脱、整容、口腔清潔・家事援助等)を修得している。
		環境整備、福祉用具活用等の視点	居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。
介護過程 I	20	利用者の心身の状態に合わせた介護・福祉用具等の活用・環境整備	移動・移乗・食事・入浴・清潔保持・排泄・着脱・整容・口腔清潔・睡眠・終末期の介護について、利用者の心身の状態に合わせた介護・福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。
		介護過程の基礎知識	介護過程の目的、意義、展開等を理解している。
		介護過程の展開	介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。
介護過程 II	25	介護過程とチームアプローチ	チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。
		介護過程の展開の実際	情報共有、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程 III	45	介護過程の展開の実際介護技術の評価	実務者研修過程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止・家族との連携・支援、他職種・他機関との連携を行うことができる。知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。
		老化に伴う心の変化と日常生活への影響	老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解 I	10	老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活の影響を理解している。
		人間の成長・発達	発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。
発達と老化の理解 II	20	高齢期の発達・成就と心理	老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。
		高齢者に多い症状と疾病、その留意点	高齢者に多い症状、疾病等と支援の留意点について理解している。
認知症の理解 I	10	認知症ケアの理念	認知症ケアの取り組みの経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。
		認知症による生活障害、心理・行動の特徴	認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。
		認知症の人とのかかわり・支援の基本	認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。
認知症の理解 II	20	医学的側面から見た認知症の理解	代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。
		認知症の人や家族への支援の実際	認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解 I	10	障害者福祉の理念	障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。
		障害による生活障害、心理・行動の特徴	障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。
		障害児・者と家族との関わり・支援の基本	障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。
障害の理解 II	20	医学的側面から見た障害の理解	様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。
		障害児・者への支援の実際	障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてのアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。
こことからだのしくみ I	20	介護に關係したからだのしくみの基礎的な理解	介護に關係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。
		人間の心理	人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。
こことからだのしくみ II	60	人間の構造と機能	生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。
		身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携等の留意点	身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。
医療的ケア	50	医療的ケアの実施と基礎吸収(基礎的知識・実施手順)終経管栄養(基礎的知識・実	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を踏まえ、演習を通じて理解を深める。
医療的ケア(講義・演習)	16	講義・演習	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を踏まえ、演習を通じて理解を深める。